

行政区画編成等に 関する要望・陳情等

目 次

1. 「政令都市区割り」に関する要望書 1
 要望者 龍田校区自治協議会会長 杉本 三高

2. 市が示した「区割りと区役所の位置」案は混乱を拡大するだけです。
 拙速に結論を出さず、市民への説明と意見を聞いた上で慎重審議を 3
 要望者 日本共産党 熊本地区委員会委員長 重松 孝文
 日本共産党 熊本市議団団長 益田 牧子
 議員 上野 美恵子
 議員 那須 円

3. 行政区画編成の検討にあたっては、拙速は避け、市民等への説明と意見を聞きながら、慎重に審議することを求める要望書 7
 要望者 自由民主党 熊本市議団団長 江藤 正行
 公 明 党 熊本市議団団長 鈴木 弘

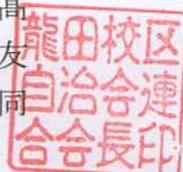
4. 要請書 9
 要請者 日本共産党 楠支部支部長 山部 京子

NO 1

平成21年12月27日

熊本市行政区画等審議会
会長 桑原隆広 様

龍田校区自治協議会
会長 杉本三高
事務局 下村吉友
23構成団体長一同



「政令都市区割り」に関する要望書

師走も押し迫りました繁忙なこの日に、突然の要望書提出となり恐縮に存じます。

日頃は、幸山市政の諸課題に強力に支援してまいりました龍田校区でございますが、この度の政令指定都市への移行が行政区画等審議会において、「区割り案・5区制・6区制案」が提示されたとの報道に、校区住民は最も重要で関心度も高く各団体役員に意見が上がってくるのでございます。一方団体長会でも其の都度注視していたのでございますが、政令都市誕生の祝賀ムードとは別に「6区案」実現の暁には、子々孫々まで長い将来において喜びが半減するのではと思います。先日の団体長会においても「6区案」要望が可決となり、提出の運びとなりました。

何卒、校区住民・地域住民の要望をお汲み取りの上採用されますよう切望致します。

要望内容は、次の通りです。

- 1、お願いしたい現在の区制案については、「6区制案」を支持します。
- 2、予定されている北方の区役所へのアクセスを開所までに改善して欲しい。巡回バスの検討、区役所の駐車スペースの確保は、
- 3、現在の本庁が中央区役所となった場合、仮に清水区役所の龍田の者が中央区役所でも諸手続きができるか。(現在交通アクセスは本庁へは良好)
- 4、現在の龍田市民センターの事務分掌を残す。
- 5、龍田校区を含めた龍田地域5校区、楠、武蔵、弓削、楡木が、年間合同行事(地域市民の集いと、宮本武蔵顕彰祭)催事しているので分割しないようにお願いします。

熊本市行政区画等審議会

会長 桑原 隆広 様

**市が示した「区割りと区役所の位置」案は混乱を拡大するだけです。
拙速に結論を出さず、市民への説明と意見を聞いた上で慎重審議を。**

2009年12月28日

日本共産党 熊本地区委員会

委員長 重松 孝文

日本共産党 熊本市議団

団 長 益田 牧子

議 員 上野美恵子

議 員 那須 円

1、今月22日に開催された第4回熊本市行政区画等審議会に、「区割りと区役所の位置」について(市)事務局から「6区案」と「5区案」が示されました。しかし、審議会では意見百出してまとまりませんでした。当然です。あまりに問題が多すぎ、一致点を見出すのが困難であるだけでなく、肝心の市民の理解が得られるものとはなっていないからです。

ところが、次回の2010年1月5日の第5回審議会できりまとめるかのような報道がされているため、大変心配しております。審議会委員の皆様にとっても、多忙な年末年始を含め、わずか2週間足らずでまともな検討が出来るはずもないと思います。政令市になって市民の利便性と行政の効率性が向上するかどうかの「要」をなす「行政区画と区役所の位置」については、いったん決定すれば、余程大きな問題が生じない限り、数拾年のスパンで継続し、まさに歴史的大事業です。慎重の上にも慎重を期すことが求められています。来年3月までに取りまとめるためには時間がないなどの理由で、熟度が足りないとわかっていながら、見切り発車すれば取り返しのつかない事態に直面することは必至です。

したがって、拙速に結論を出さずに、市民に十分説明し、意見を聞くこと、とくに利便性が低下すると考えられる地区の住民には、より丁寧な説明と、十分な意見聴取を行った上で、とりまとめにあたっていただきますよう強く要望するものです。

2、今回、市から提示された「5区案」と「6区案」について、絶対に容認できない重要な問題が含まれています。

それは、植木および城南・富合に区役所を設置することが大前提となっているために生じている問題です。このような前提を置くこと自体、審議会の委員の皆様には、大変失礼な話だと存じます。合併町との法定協で、市長が区役所を当該町におくと約束して、「区割りと区役所の位置」を諮問するなど、本来、あってはならないことです。こんな大事な問題で、審議会での自由な審議が阻まれれば、将来に禍根を残すことは明白です。「植木に区役所を設置」という問題についても、審議会としては参考意見として受け止めて、審議を進めればよい問題ではないでしょうか。現に、審議会での江藤委員(市議会の合併

政令市推進特別委員会委員長として法定協に参加)の発言と市事務局の見解が異なっていることでもわかるように、植木や富合・城南地域だけで区役所を設置するのか、隣接する熊本市域も含めた広い地域で区割りされたときでも当該地区に区役所を置くのか、明確にしていなかったのです。そのことを曖昧にしたまま、とにかく合併を推進するために「植木に必ず区役所を置きます」と幸山市長が法定協で約束しているだけの話です。法定協でもそれ以上の事は決めていません。もちろん検討の過程で、旧北部町と植木町の範囲で区が設けられるとしたら、どちらに区役所を置くことが合理的かの研究では、植木町役場庁舎の活用も含めて、植木に置くほうが合理的との検討結果が出ていますが、そのことはそれ以上でも以下でもありません。ましてや、今回の提案にあるような、楠、武蔵ヶ丘・弓削地域までも含めた区割りで、植木に置くことが合理的との検討は一切なされていません。もし、そういう検討をするのであれば、そうした地域住民にも説明をしながら、検討されなければ、住民不在といわれても仕方がないでしょう。

ところが、今回の提案では、どのような区割りになっても、植木と富合・城南に区役所を置くことが合併時の約束であるとの前提に立ったものとなっており、それを審議会に押し付けようとする意図が見え隠れしています。こうした異例の前提を置いているために、5区案では、楠・武蔵ヶ丘・龍田・清水など北部地域の市民は植木の区役所へ、田迎・日吉・御幸・川尻など南部地域の市民は富合の区役所へ行かなければならなくなります。当該地域の住民にとって、提案自体が「青天の霹靂」であり、利便性が大幅に後退し、これまで積み上げてきた地域活動が壊されてしまいます。絶対に納得できるはずがありません。これを無理やり通そうとすれば、「市長が植木と約束したからやむを得ない」と説明する以外にありませんが、そんな住民無視の行政は許されていいはずがありません。

したがって、結論から言わせていただければ、審議会としては、合併地域も含めて、どういう区割りをして、どこに区役所を置くことが、最も適切なのかを審議すればいいのではないのでしょうか。「植木に区役所を置く」という市長の約束は、無視をする必要はないと思いますが、それを絶対視することは、公正・公平な区割り審議に逆行することになりはしないのでしょうか。もし、審議会が「植木以外に区役所を置くことが妥当」と答申した時、市長がどういう意見を添えて市議会に提案するかは市長の権限にかかわることです。

- 3、今回の区割りと区役所設置案の提案の中で、突如持ち出されてきた出張所の位置付けと具体的機能には看過できない重大な問題が含まれています。今日まで「地域づくり、まちづくり」の拠点となってきた総合支所・市民センターを廃止し、出張所とすることが提案されています。しかし、この問題について、これまで市議会の一般質問や、委員会等でおたずねしても、検討中ということで、どういう方向で検討しているか、明確な答弁が返ってきませんでした。ところが、今回、市事務局が示した「比較表」を見てみますと、6区案であれば、出張所は「公民館・証明書交付業務のみ」、5区案であれば、「現行市民セ

ンターの機能が維持できる」などと説明されています。委員の皆さんとしても、こんな大事な問題が突然持ち出されて戸惑っていることと存じます。

そもそも、市民生活に重大な影響を与える問題を、区割り案に付随するかたちで提案すること自体、容認できることではありません。しかも、6区案と5区案とで、出張所の位置付けがまったく違ってくるといふことも、だれがどこで検討した結果、こんなことになったといふのでしょうか。議会には全く報告もされていません。まるで、今回の提案は、「5区案であれば、市民センターはこれまで通りでいいですよ。しかし、6区案を選択すれば、単なる窓口業務だけの出張所になりますよ」と、5区案に誘導するために使われているとしか考えられません。たった一つ区役所が増えるだけで、いちばん身近な市民センターに、こんな重大な格差をつける権限は事務局に与えられているはずもなく、区割り審議会の審議に大きな影響を与えるようなことも許されません。この問題は、それぞれの設置条例を根本的に変えることとなり、文字通り、市民ぐるみで論議し、市議会で納得のいく結論を出すべき大問題です。これまで幸山市長は「政令市になれば、区役所が出来、利便性が大幅に向上する」と説明してきていますので、「区役所が遠くなったうえ、窓口業務だけの出張所しかなくなる」という説明をすれば、だれもが裏切られたと思うことでしょう。

とくに、旧飽託4町のみなさんにとって、総合支所中心のサービスを受けてきたわけですから、それが、突然「窓口業務のみ」となることを知れば、怒りと批判は大きく広がることは火を見るより明らかです。これらの地域と大規模な合併をすすめた際の協議において約束した、「総合支所としてサービスを低下させない」ということを反古にしてしまうことになり、到底理解は得られないでしょう。

今回の区割りと区役所設置の検討にあたっては、出張所の在り方をセットにするのではなく、政令市がスタートするまでに、時間をかけて、市民だれもが納得する論議を進めるべきだと考えます。

4、最後に、わが熊本市は、長い時間をかけて「自治基本条例」を策定しました。市民生活に最も直結する「区割りと区役所設置問題」が、この条例の趣旨に沿って、市民参画ですすめられるように最善の努力を尽くしていただきたいと存じます。

その点で、私どもが一番心配しているのは、市の側が審議会の皆さんに対して、「急がないと間に合わない」といって、追いたてていることです。3月までに結論を出すことが先にありきで進行しているように見えます。

この点では、ぜひとも、審議会の中で、運営・進行についても、皆さんが納得いく論議をしていただきたいと思えます。

また、審議会を取りまとめてから市民に説明するというのではなく、2つの事務局案が示された現時点で、徹底した住民説明会を開いて、市民の意見を聞く時だと思えます。なにとぞよろしく願いいたします。以上

平成22年 1月 4日

熊本市長
幸山 政史 殿

熊本市行政区画等審議会
会長 桑原 隆広 殿

自由民主党熊本市議
団 長 江藤正



公明党熊本市議
団 長 鈴木



行政区画編成の検討にあたっては、拙速は避け、市民等への説明と意見を聞きながら、慎重に審議することを求める要望書

熊本市では、平成24年の政令市移行をめざして、諮問機関として熊本市行政区画等審議会(以降、審議会と称する)が設置され、行政区画等が検討されています。

この第4回審議会で、事務局から2案が示されたことから、議論が紛糾しとまらず、会長からは次回までに持ち帰り検討するよう委員に要請があり、次の1月5日の審議会に取りまとめるかのような報道もなされており、拙速感はありません。

そもそも行政区画(区割りと区役所の位置)の決定は、政令市移行後の、新熊本市の都市整備、まちづくりなどの方向を左右するだけでなく、県都として、更には九州の牽引役として熊本市が発展していけるかどうかをも左右しかねない、大変重要なものです。

この行政区画については、市民等の関心は非常に高く、熊本市議会には、昨年12月に入って各自治協議会や諸団体から5件(約30団体)にも及ぶ陳情書が提出されています。また市議会でも説明がないとの不満の声も多く聞かれ、直接影響のある熊本市民や議会、諸団体等への説明と意見を聞くことなく、数回の審議会で決定しようというのは、拙速以外のなにものでもありません。

なぜ、こうまでして拙速に意見集約を図らなければならないのでしょうか。

勿論、平成24年春からの政令市移行という熊本市の目標があり、限られた期間内での対応が求められていることは充分理解していますが、審議会に、2月までの区割り案の答申を求めるというスケジュールそのものに、大変な無理があるといわざるを得ません。

19番目として今春に政令市指定をめざす、直近の相模原市の例で見ると、審議会が区割

り案の答申をしたのが平成20年7月、区名案の答申は平成21年1月です。

このことから、熊本市は本年2月までの区割り案の答申にこだわる必要はありません。もし、区役所を設置する際に、新たな土地の取得が必要であるということが理由であれば本末転倒です。

また第4回審議会でも、委員の中から、事務局が提示した素案だけなのかとの意見も出されていたように、各素案について、客観的かつ詳細で、多角的な比較資料が提示されておらず、委員が比較検討できないなど、事務局の説明不足、準備不足と言わざるを得ません。

やはり相模原市の例でみると、審議会開催の前に、行政として4案の素案を提示し、平成20年1月から2月の2ヶ月間をかけて、26ヶ所の市民説明会の開催と、同時期に市民意見の募集を行い、審議会は、その市民意見の反映に努めながら3区とする区割り案を答申しています。

特に重要なのが、市民説明会で、本庁、区役所、総合事務所(出張所)のイメージを明確にし、その上で拠点性(人口分布、事業所分布、人の動き、)や既存行政区域(警察、消防、保健福祉、土木等)の尊重や、先行政令市との出張所機能等の比較、区役所の位置についての効率性(拠点性、利便性)、将来まちづくり計画との比較など、各素案について、丁寧な説明が市民や議会などになされたことです。

さて熊本市では、昨年4月に、熊本市の将来の姿を示す「第6次総合計画」を策定し、めざすまちの姿として「湧々都市(わくわくとし)くまもと」、～九州の真ん中！ 人ほほえみ 暮らしうるおう 集いのまち～を、打ち出しました。

この「第6次総合計画」の特徴の一つが、都市整備の方針として、中心市街地の他に、地域生活圏(地域拠点と生活拠点)を設定し、これまでにない多角連携型都市構造をめざしたことです。現在、熊本市では熊本大学に委託して、都市マスタープラン地域別構想策定のための、人の動きに関する基礎調査を実施し、分析を進めているとも聞き及んでいます。

こうしたことから、政令市をめざす熊本市の将来に禍根を残さないためにも、行政区画編成の検討にあたっては、拙速は避け、幅広い選択肢と、客観的な各種資料を提供し、市民、議会等への説明を行い、意見を聞きながら、慎重に審議を進めるよう、強く要望します。

要請書

納得いかない政令市区割り案、「行政区画と区役所の位置」について、住民の知らないまま、審議会で拙速に決められることに反対致します。

熊本市行政区画等審議会で決める前に、住民への丁寧な説明と十分な意見聴取を行い、慎重に審議をすすめられることを要請致します。

一、住民の声を聞かないまま、決めてしまう市のやり方に納得いきません。

「政令市区割り案」について、私たちは突然知り、驚いております。

それも年末の忙しい時期、十二月二十三日の新聞報道でした。それを年末年始を挟んで、年明けすぐの一月五日、市行政区画等審議会で決められようとしています。5区案の方が有力とみられていますが、その場合区役所が植木町役場となるので、私たちが住む、龍田・楠・楡木武蔵等北部地域市民にとって大変不便になります。

二(龍田・楠・楡木・武蔵等北部地域市民)から、植木はさうとう離れており交通の便も悪いところです。

特に、足の便を持たない高齢者や交通弱者にとって、とても大変なところです。

二、熊本市行政区画等審議会で決める前に、住民への丁寧な説明と十分な意見聴取を行い、慎重に審議をすすめられることを要請します。

「行政区画と区役所の位置」は、住民生活にとって、重大な影響を与えます。

政令市になったとき、住民サービスが後退することは容認できません。

市は三月市議会前までに、審議を急がせていますが、そうではなく、政令市がスタートするまでに時間をかけて、住民だれもが納得する審議をすすめて下さい。

二〇一〇年一月四日

日本共産党 楠支部
支部長 山部京子
熊本市武蔵一丁目十一番三

熊本市行政区画等審議会 会長

桑原隆広 様